

一般社団法人
日本シュタイナー幼児教育協会

定 款



平成 30 年 6 月 10 日改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本シュタイナー幼児教育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども時代がすべての人間の基盤であり、人間によって形成される社会の基盤でもあるという信念から、この考え方を時代に先駆けて打ち出したルドルフ・シュタイナーの人間学を柱とする教育の研究、実践、啓蒙活動、そして教育者の交流の促進を通して、個人の精神生活の充実とよりよい社会環境の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業・活動を行う。

- (1) 教師のための研究会・研修会・講演会の開催
- (2) 子育て・教育活動へのコンサルティング
- (3) 運営者のための研修会・講演会の開催
- (4) 保護者のための講演会の開催及び子育て支援活動
- (5) 教育者の養成・指導及び教育者協議会の開催
- (6) 教育に関する出版物の制作・発行
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の活動及び事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入会)

第6条 この法人の目的に賛同するものは、誰でも、理事会が別に定める賛助会員入会申込書により申し込みをし、賛助会員になることができる。

2 この法人の正会員になろうとするものは、1年間の賛助会員を経た後、正会員2名以上の推薦を受けたうえで、理事会が別に定める正会員申請書により申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種別)

第12条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成し、賛助会員の参加も可能とする。ただし、賛助会員は議決権を有しないものとする。

(権限)

第14条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 定款の変更
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、総会における決議事項は、第16条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第15条 定時総会は、毎事業年度6月に1回開催する。

2 臨時総会は、理事会において必要と認め開催の決議がなされたときに開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 理事会は、総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である

事項及び招集の理由を記載した書面をもって、総会招集の請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、総会の日時及び場所、総会の目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも総会の7日前までに正会員に対して発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、あらかじめ理事の中から選出しておく。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ、開会することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、基本的に合意に達するまで協議を重ねることとし、最終的に出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権等)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところに従い議事録を作成する。

- 2 出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

第5章 役員

(役員の設定等)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上11名以内

- (2) 監事 2 名以内
2 理事のうち、1 名を代表理事とし、2 名を副代表とする。

(選任)

- 第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2 代表理事及び副代表は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
5 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第 25 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表は理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3 前項の副理事をもって一般法人法第 91 条 1 項 2 号の業務執行理事とする。
4 代表理事及び副代表は、3 カ月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の報酬等)

- 第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(任期等)

- 第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠として、又は増員によって選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(損害賠償責任の免除等)

- 第 30 条 この法人は、一般法人法第 111 条第 1 項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第31条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事及び副代表の選定及び解職
(4) その他、総会の決議を要しない執行に関する事項

(招集)

- 第33条 理事会は、代表理事が招集する。
2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表が理事会を招集する。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令の定めるところに従い議事録を作成する。
2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

- 第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

- 第37条 非営利活動に関する資産、事業に関する資産の2種をもって、この法人の基本財産とする。
2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために管理者が注意を持って管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

- 第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会で承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要、及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第 1 項及び前項各号に掲げる書類(定款を除く)については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に行方行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第 41 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 基金

(基金の拠出)

- 第 42 条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

- 第 43 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て代表理事が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第 44 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

- 第 45 条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

- 第 46 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 47 条 この定款は、第 19 条の規定に基づく総会の決議により変更することができる。
- 2 公益目的事業の種類又は内容の変更(軽微なものを除く)、その他公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条に定める変更の認定が必要な事項について変更をしようとするときは、変更の認定を行政庁から受けなければならない。
- 3 前項の規定により変更の認定を要するものを除き、公益目的事業の内容その他の軽微な変更、定款の変更ならびに役員の報酬及び費用に関する規程の変更については、行政庁に遅滞なく届け出なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、第 19 条の規定に基づく総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第 12 章 附則

(保有する株式等について)

第 53 条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(法令の準拠)

第 54 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。